

浅川清流環境組合新可燃ごみ処理施設運営基準検討委員会

検討報告

平成 31 年 4 月

新可燃ごみ処理施設運営基準検討委員会は、周辺環境の保全を図ることを目的に、下記に示す運営の基準となる基本事項について、全 3 回にわたって検討を行い、これに付帯する様々な意見等が出されたところである。

これを踏まえ、当委員会としては、浅川清流環境組合が下記に示す基本事項を運營業務受託者並びに構成団体（日野市、国分寺市、小金井市）に提示し、これを遵守させるとともに、各々が、委員会で出された意見を最大限尊重し、情報の透明化に努め、公害の防止はもとより、施設周辺の環境に配慮した安心・安全な施設運営の実現に向けて与えられた役割を誠実に果たすことを求めるものである。

1. 処理対象ごみについて

焼却の対象とするごみは、日野市、国分寺市、小金井市で発生する可燃性の一般廃棄物（粗大ごみ、破碎残渣、災害ガレキを含む）及び多摩地域ごみ処理広域支援体制に基づき相互支援のために持ち込まれるごみとする。

2. 公害防止対策について

①組合が定める公害防止基準よりさらに厳しい運転管理上の自主基準を運營業務受託者に定めさせる。

②公害防止基準値を超過した際の当該焼却炉の運転停止及びその後の運転再開は、「運転停止・再開方針」によるものとする。

3. 公害の監視について

①定期測定計画は運營業務受託者に法定回数以上の頻度で定めさせ、十分な公害防止体制を敷き維持管理を行う。

②公害防止情報表示盤を、新石、新井、落川の各地域に常設する。また、新施設の屋内表示盤や組合ホームページでも同一の情報を表示する。

③抜き打ちによる搬入ごみの内容物検査を月 2 回以上実施する。

4. その他

(1) 車両対策

①交通安全・車両点検整備・交通事故防止・マナーアップ等の講習を実施する。

②搬入台数の削減及び低公害車両の導入を日野市、国分寺市、小金井市に要請する。

③可燃ごみの搬出入車両の走行経路は指定する走行ルートとする。

(2) 周辺環境対策

施設敷地内の美化に努め、周辺地域の良好な環境保全のため、多摩川ルートの道路清掃を年 2 回以上実施する。